平成２１年（フ）第３４７号
兵庫県明石市二見町西二見2014―３―818
債務者　藤原　尚代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
兵庫県明石市大久保町山手台２丁目137―２、旧住所兵庫県加古川市加古川町粟津407―７
債務者　増田　佳代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
神戸市西区押部谷町福住579―１県住11―405
債務者　内　　一朗
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
兵庫県明石市大久保町西島227―１―602
債務者　岩田田津子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
兵庫県明石市北王子町３－１－３
債務者　角畑　友也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
神戸市西区池上２丁目９―５―101、旧住所神戸市西区今寺29―14
債務者　横山美弥子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
神戸市西区玉津町新方521―１市住１―512
債務者　遠藤千枝子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
神戸市西区王塚台６丁目２―201
債務者　野田　利秋
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
兵庫県明石市人丸町１―79
債務者　森本　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
神戸市西区枝吉１丁目58―206
債務者　山﨑　則子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
奈良県生駒市壱分町182番地２　ネオハイツ207
債務者　伊東　文子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０５号
佐賀県唐津市厳木町岩屋1150番地１
債務者　志氣比呂子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１６号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋6837番地
債務者　田島　里子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１８号
佐賀県唐津市新興町3012番地１　新興ハイムⅠ―201号、前住所佐賀県唐津市浦5114番地８
債務者　坂本　正貴
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１４号
佐賀県唐津市和多田本村８番39号、前住所佐賀県唐津市神田1180番地１　田口アパート102号
債務者　古賀　　滋
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１５号
佐賀県唐津市栄町2575番地29
債務者　石田　　牧（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７４２号
熊本県合志市豊岡2000番地422
債務者　竹村　謙一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４３号
熊本県合志市豊岡2000番地422
債務者　竹村真由美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部